

関西国際空港株式会社の 2012 年度事業計画の認可

当社の 2012 年度 (4 月～6 月) の事業計画について、別添のとおり本日付で認可されましたのでお知らせします。

※当社の事業計画は、関西国際会社法第 17 条の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

2012 年度の事業計画は、7 月に伊丹空港との経営統合を控えているため、4 月～6 月の 3 ヶ月間となっております。

事業計画の概要は以下のとおりです。

2012 年度においては、関西国際空港の適切な運営・管理を行なうと共に、LCC 関連工事としてのターミナル整備や、7 月に予定されている伊丹空港との経営統合準備等を行なう。

◇空港の管理事業

4 月～6 月の所要資金 10,489 百万円を計上し、空港諸施設の維持、保全及び運用並びに直営事業を行なう。

2012年度 事業計画

平成24年度においては、適切な空港の運営・管理を行うと共に、LCC関連工事としてのターミナルの整備や、7月に予定されている伊丹空港との経営統合準備等を行う。

(単位：百万円)

事業区分	事業の概要	所要資金の額※
空港の建設事業	空港施設の建設事業	-
空港の管理事業	空港諸施設の維持、保全及び運用並びに直営事業を行う。	10,489
合計		10,489

※ 営業収入の金額が予算に比して増加するときは、国土交通大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、当該収入に対応する事業に直接必要な所要資金の額を増加することができる。